

第一類 第十二号
衆議院
運輸委員会議録 第十号

昭和二十八年七月七日(火曜日)
午後四時二分開議

出席委員

委員長 關内 正一君

理事岡田 五郎君 理事關谷 勝利君

理事松井 豊吉君 理事原 彰君

理事橋 兼次郎君 理事川島 金次君

理事鈴木 仙八君

岡本 忠雄君

南條 緯男君

山口丈太郎君

出席國務大臣

石井光次郎君

出席政府委員

運輸政務次官

運輸事務官

(鐵道監督局長) 植田 純一君

運輸事務官

(鐵道監督局副長) 細田 吉藏君

委員外の出席者

日本国有鉄道社

専門員 岩村 勝君

専門員 堀 正威君

七月六日

山陽線中岡以東電化の請願(橋本龍伍君紹介)(第二七八六号)

瀬戸記念橋、名古屋駅間国営自動車

運輸開始の請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第二七八七号)

若松港修築に関する請願(伊藤岩男君紹介)(第二七八九号)

同(岡部三君紹介)(第二七九〇)

外航船舶建造融資利子補給法の一
部を改正する法律案(昭和二十八年法律第一号)の一部を次
のように改訂する。
題名を次のよう改める。
外航船舶建造融資利子補給法及び
損失補償法石勝線敷設の請願(本名武君紹介)
(第二七九一号)三陸沿岸縦貫鉄道等敷設の請願(小山倉之助君紹介)(第二七九二号)
(田中角榮君紹介)(第二七九三号)
遠美線敷設の請願(岡村利右衛門君紹介)(第二七九四号)外航船舶建造融資利子補給法の一部
を改正する法律案(内閣提出第一五三号)
地方鉄道軌道整備法案(關谷勝利君
外三十九名提出、衆議第九号)

國鐵の事故に關する件

○關内委員長 これより会議を開きま
す。外航船舶建造融資利子補給法の一部
を改正する法律案を議題とし、ます政
府より提案理由の説明を求めます。石
井運輸大臣。第一条中「利子補給金を支給する」
を「利子補給金を支給し、及び損失
補償を行う」に改める。第三条中「日本船舶を所有するこ
とができる者が」を「日本船舶を所
有することができる者の請求によ
り、その者が」に、「利子補給金を
支給する」を「利子補給金を支給し、
又は当該融資によつて受けた損失を
補償する」に改める。第三条中「前条の規定による契約」
を「前条の規定による利子補給金を
支給する旨の契約」に、「國
金を支給する旨の契約」を「國
会の議決を経た金額」を「予算で定
める金額」に改める。第五条第一項中「第二条の規定による
契約」を「第二条の規定による利子補
給金を支給する旨の契約」に、「國
金を支給する旨の契約」を「予算で定
める金額」に改める。第六条中「第二条に規定する契約」
を「第二条の規定による利子補給金
を支給する旨の契約」に改める。第七条 政府は、第二条の規定によ
る損失を補償する旨の契約を結ぶ
場合には、補償金の総額が予算で
定める金額をこえることとならな
いようにしなければならない。第八条 第二条の損失は、金融機関
が当該融資に係るすべての担保權
を実行し、且つ、当該融資につい
て保証人があるときはすべての保
証人に対し債務の履行を請求し、
当該担保權に基く競売の申立若し
くは委任若しくは差押命令の申請
又は保証人にに対する履行の請求の
うち最後に行われたものが行われ
た日から一年を経過してもなお取
り立てることができなかつた元
本、利子(政令で定める還利子
を含む。)及び債権行使のために
要した費用であつて政令で定め
る範囲のものに相当する金額とす
る。但し、金融機関が当該融資に
係る担保權を実行し、及び保証人
に対し債権を行使してもこれに要
する費用を償うことができない場
合その他當該融資に係る担保權を
実行し、及び保証人に對し債権を
行使することができない場合において、
當該融資に係る債権を受けた場合において、
当該融資に係る債権を取り立てたとき
は、取り立てた金額を債権行使の
ために要した費用であつて政令で
定める範囲のもの及び当該融資に
ついて損失補償を受けない第八条
に規定する損失のてん補に充當
し、なお残額があるときは、これ
を政府に納付しなければならな
い。但し、当該契約により政府か
ら受けた補償金の額を限度とす
る。第九条 政府は、前条に規定する損
失のうち当該融資の融資総額の百
分の三十に相当する金額をこえる
(補償金の国債証券による交付)部分については、補償しない。
第九条の次に次の十一条を加え
る。

(債権の保全及び取立)

第十一条 金融機関は、第二条の規定
による損失を補償する旨の契約に
係る融資については、善良な管理
者の注意をもつて、当該融資に係
る債権を保全し、且つ、その取立
に努めなければならない。2 金融機関が、第二条の規定によ
る損失を補償する旨の契約に係る
融資について当該契約による損失
補償を受けた場合において、当該
融資に係る債権を取り立てたとき
は、取り立てた金額を債権行使の
ために要した費用であつて政令で
定める範囲のもの及び当該融資に
ついて損失補償を受けない第八条
に規定する損失のてん補に充當
し、なお残額があるときは、これ
を政府に納付しなければならな
い。但し、当該契約により政府か
ら受けた補償金の額を限度とす
る。3 金融機関は、前項の規定により
残額を政府に納付する場合において、
次条第一項の規定により交付
された国債証券(当該国債の借換
のため発行された国債証券を含
む。)を有するときは、当該国債
証券をもつて納付することができ
る。

第十二条 第二条の規定による損失

外航船舶建造融資利子補給法の一
部を改正する法律案(昭和二十八年法律第一号)の一部を次
のように改訂する。
外航船舶建造融資利子補給法の
一部を改正する法律
(損失補償の限度)第七条 政府は、前条に規定する損
失のうち当該融資の融資総額の百
分の三十に相当する金額をこえる
(補償金の国債証券による交付)部分については、補償しない。
第九条の次に次の十一条を加え
る。

(債権の保全及び取立)

第十一条 金融機関は、前項の規定により
残額を政府に納付する場合において、
次条第一項の規定により交付
された国債証券(当該国債の借換
のため発行された国債証券を含
む。)を有するときは、当該国債
証券をもつて納付することができ
る。

を補償する旨の契約により政府が支払べき補償金は、国債証券をもつて交付することができる。

2 政府は、前項の規定による交付のため、必要な額を限度として、国債証券を発行することができるのである。

3 第一項の国債証券の交付価格その他の前二項の国債証券に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(利益配当の場合の納付金)

第十二条 第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けている会社は、政令で定める限度をこえて利益の配当をしたときは、政令で定めるところにより、当該利益に係る営業年度の期間について金融機関が支給を受けける利子補給金の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第十三条 第二条の規定による損失を補償する旨の契約に係る融資を受けている会社は、政令で定める限度をこえて利益の配当をしたとき、政令で定めるところにより、当該利益に係る営業年度の期間について金融機関が支給を受けける利子補給金の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第十五条 運輸大臣は、前条第一項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその納付日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。

(貸借対照表の提出等)

第十六条 運輸大臣は、第二条の規定による契約に係る融資を受けている会社に対し、当該事業に関する貸借対照表その他の書類の提出又はその業務の状況に關する報告を求めることができる。

(利益金の処分についての勧告等)

第十七条 運輸大臣は、第二条の規定による契約に係る融資を受けている会社に対し、その利益金の処分について勧告することができる。

第十八条 運輸大臣は、第二条の規定による契約に係る融資を受けている会社に対し、その利益金の処分について勧告することができる。

(強制徵収)

第十四条 運輸大臣は、前三条の規定による納付金を納付しない者があるときは、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定により督促するときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、その到来の日

が督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

3 運輸大臣は、前二項の規定によるとする督促を受けた者がその指定の期限にその督促に係る納付金及び次条の延滞金を納付しないときは、国税滞納処分の例によりこれを処分する。

(罰則)

第十九条 政府は、金融機関が、この法律又は第二条の規定による契約に違反したときは、当該金融機関に対し、支給すべき利子補給金の全部若しくは一部を支給せず、補給すべき損失の全部若しくは一部を補償せず、又は支給した利子補給金若しくは補償金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

2 (昭和二十八年法律第 号)の一
部を次のように改正する。

第六条中「外航船舶建造融資利子補給法」を「外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法」に改める。

3 臨時船質等改善助成利子補給法

（昭和二十八年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第六条中「外航船舶建造融資利子告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした書類を提出した場合には、その行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

2 会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その会社の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その会社に対して同項の刑を科す。

3 会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その会社の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その会社に対して同項の刑を科す。

（附則）

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の外航船舶建造融資利子補給法第

三条から第六条まで及び第十二条の規定以外の規定であつて損失補償に關するものは、日本船舶所造融資利子補給及び損失補償法第

八条三月一日以後に外航船舶の建造を造船事業者に請け負わせる場合におけるこの法律の施行の日以後にされる当該外航船舶の建造のための融資に關して適用する。

（金融機関の法令等の違反に対する措置）

第十九条 政府は、金融機関が、この法律又は第二条の規定による契約に違反したときは、当該金融機関による損失を補償する旨の契約を締結する場合には、改正後の同法第七条の規定にかかわらず、補償金の総額が五十九億七千万円をこえることとならないようにしなければならない。

2 政府は、昭和二十八年度において改正後の外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法第二条の規定による損失を補償する旨の契約を締結する場合には、改正後の同法第七条の規定にかかわらず、補償金の総額が五十九億七千万円をこえることとならないようになればならない。

3 現在考案得る最も効果的な方法は、戦前にも造船助長方策として実施されおりました制度、すなわち市中金融機関による造船融資について、政府が損失を補償するという方法であります。従つてこの際外航船舶建造融資利子補給法を改正して、これに損失補償制度を加え、一環の助成施設を確立しよとするものであります。

4 次にこの法律案の概要について簡単に御説明申し上げます。

現在、新造貨物船の建造については一部を改正する法律案の提案理由及びその概要について御説明申し上げます。

○石井國務大臣 ただいま議題となりました外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要について御説明申し上げます。

第六条中「外航船舶建造融資利子補給法」を「外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法」に改める。

3 臨時船質等改善助成利子補給法

（昭和二十八年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第六条中「外航船舶建造融資利子告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした書類を提出した場合には、その行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その会社の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その会社に対して同項の刑を科す。

2 会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その会社の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その会社に対して同項の刑を科す。

3 会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その会社の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その会社に対して同項の刑を科す。

（附則）

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の外航船舶建造融資利子補給法第

三条から第六条まで及び第十二条の規定以外の規定であつて損失補償に關するものは、日本船舶所造融資利子補給及び損失補償法第

八条三月一日以後に外航船舶の建造を造船事業者に請け負わせる場合におけるこの法律の施行の日以後にされる当該外航船舶の建造のための融資に關して適用する。

（金融機関の法令等の違反に対する措置）

第十九条 政府は、金融機関が、この法律又は第二条の規定による契約に違反したときは、当該金融機関による損失を補償する旨の契約を締結する場合には、改正後の同法第七条の規定にかかわらず、補償金の総額が五十九億七千万円をこえることとならないようになればなりません。このために本法案では、海運会社の行う利益金の処分等に關しまして、必要な規制を加えること

といたしておるのであります。なほ本年度におきましては、約三千万総トンの外航貨物船及び油槽船の建造を対象とし、これらに対する市中融資について契約し得ることいたしておりますが、この契約による損失補償の限度額は、将来にわたり五十九億七千万円であります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

伺いしておきたいのは、この法律案の提案を見まして私は感じたのであります。が、一体運輸省といたしましては、もしくは吉田内閣といたしましては、日本国内における陸上輸送あるいは河川、海上等の輸送問題について、基本的に何はどういう考え方を持たれておられるのかということについて、若干私は理解したいところがありますので、それを伺いするのであります。たゞそこにはこの重要な資源の開発やあるいは地方鉄道において地方公共のためにどうしても欠くことのできない、そういう貨客を問わない輸送問題について、一体今後運輸省 手取り早く申し上げれば政府が直接その問題に乗り出していくことを重点にするのか、あるいはまたそりでなくして、地方の実情によつては地方の新緑を民間において許可をするということを奨励するといふ建前を持つて、日本の国内輸送の行政を切り開いて行こうとしておられるのか、そういうた本的な運輸大臣が持たれておりますところの運輸行政に関するところの考え方を、ひとつこの際私どもに示しておいていただきたい、まずそういうふうに思うものであります。

うか、私にやられるのが從たる状態のは、交通というふうなものの行き止りとしては大体の方向だらうと思いまが、これは各個の場合にならぬとわからないのであります。ただいまは利害がなくとも、将来のため、日本の産業の開発のためだといふ線等は、どうして國家が進んでやらなければならぬとい、そういうふうな心持で進んで行きたいと思つております。

所に起つて来ている。今度の議員立
と言ひながら、地方鉄道の整備法案
出されるに至りましたのも、やはり
ういつた一つの集積の現われではな
か、こういうふうにさへ私どもは考
ざるを得ないのでござります。従つ
今大臣が申されたようなことはな
に、もつと政府はすべからく全体を
らみ合せて、今後の運輸行政とい
のは、むしろ日本の資源開発、公共
福祉を増進するためにはどういう交
通をつくるべきかとすることが、大
くしかもも計画的に打出されて来なけ
ばならないのではないかというよう
気がいたすのであります。ことに公
網をつくるべきかと云ふことが、大
きな問題であります。ことに公
の福祉上やめることのできない線路で
ありながら、それがどうも経理の都合
で国家がめんどうを見なければなら
ぬことになります。しかしそうい
うことになりました場合にも、そうい
うことで対しては利子補給だとか保護政策
だとかいうようななまぬるい態度では
なくして、もつと基本的に抜本的にこ
れを解決するという一つの政策を確立
する必要が今日はあるのではないか、
こういうふうに私は感ずるのであります。
たいへんくどいようで恐縮であります
が、そういう事柄について、大臣
としてのもう少し確固たる見解をばわ
れわれは承つておきたいと思うわけで
あります。

つて来たのでござります。これから先の問題といたしましては、そういうで上つたものをもつと有効に動けるようになりますとか、あるいはその足らざるものを作らぬ補正をして行つて、だんだん經濟、産業の發展に応ずるような線を追加して行くこと等が、全体を見渡しながらやつて行くべき問題だと私どもは思つております。その線によつて大体間もなく今日までもやられて來たし、これから先もういうふうにして、今の交通網を中心としてこれの改善をすべきだと思います。たとえば思い切りこの際に道をよくするというような意味で、道路で丸道路のようなものが考えられなくなり、鉄道については非常に輸送量の多いところをもつと大きな輸送量にかかるというような問題が考えられなくなり、やならぬのでありますし、また日本の國の中を結ぶ問題といたしましても、本州と九州を結ぶトンネルはありますか、四國と本州、あるいは本州と北海道を結ぶ地下線路といふようなもの等がだんよりと考えられて、一貫したりつながる鉄道網ができる上ることが望ましいのは当然であります。今度の鐵道敷設法の一部改正によつて、そういうようなものを予定線の中に掲げているといふようなことは、私どもの今申したことと裏書きするものだと思ひます。しかし實際問題になりますと、お説のように何となく物足りない、何かあちらをつきこちらをつづくといふようなことで、じつとめのないような状態である。予算を見ても相當使いながら、一鐵道の問題を見ましても、鐵道だけでももう少し何か固まつてしまつかりやつたならば、あつとくなるのではないか

という批評はいろいろできると思うのですが、実際の問題といいたしまして、あれもしたい、これもしたいというふうで、どうしても集中的にできませんと、御承知のように今は戦争の災禍を受けたあと始末を考えながら、また少しずつでも經濟發展のための前進もしたいという欲望と二つ合せて、なげなしの資金の中から、両方進むたが、できるだけこれから先も皆さんの協賛を得、お力添えを得て、力強い日本の交通網をつくり上げることに努力いたしたいと思っております。

○川島(金)委員 今大臣が認められました通り、現在の内閣の日本の交通政策、ことに戦前から戦後に通ずる問題であります、大きな立場に立った確固たる計画的なものがない。われわれはこれを強く感じておるのであります。従つて今後の日本の交通政策といふものは、従来のよくな、極端に言えばいわゆる出たとこ勝負のような形でなしに、もつと確固とした計画と方針に基いて、日本の文化と經濟の積極的な向上に役立つような、重点的な立場をとりつつ、この問題を押し進め行ってくださいと思ふのであります。

さらにこの機会に大臣にお尋ねをおきたいのですが、この法案によりますと、先ほど私が申し上げました大臣の必要と認める助成の対象とする地方鐵道の認定といふものは、大臣がこれをするということになつておるのであります。大臣が独断でそういうことが

ありますと、御承知のように今は戦争の災禍を受けたあと始末を考えながら、なかなか状態です。これはなぜかと申しますと、御承知のように今は戦争の災禍を受けたあと始末を考えながら、また少しずつでも經濟發展のための前進もしたいという欲望と二つ合せて、なげなしの資金の中から、両方進むたが、できるだけこれから先も皆さんの協賛を得、お力添えを得て、力強い日本の交通網をつくり上げることに努力いたしたいと思っております。

○川島(金)委員 今大臣が認められました通り、現在の内閣の日本の交通網をつくり上げることに努力いたしたいと思っております。

何か大臣のわきに一つ、大臣の意見に對し助言ができるような一種の民主的な機関があつて、その機関を通じて意見を問い合わせ、その機関の答申に基いて大臣が民主的な形においてそれらの必要な路線を指定し、そしてその路線に對しての助成方法を進めて行く、こういった形をとるという方が、何か国民の立場から見ましても民主的な決定の仕方であり、同時にまた大臣としての責任の上から考えましても、非常に望ましい姿になるのではないかと私は思ひます。

○石井(金)委員 この問題に私は重んじた形をとるという方が、それともいはやりよいのか、それとも他に大臣の意見に助言を与えるような機関もある方が、大臣として行政の執行上やりようのでござります。こうした問題を大臣一人に押しつけることが大臣としての大臣としての経験に基く、腹臓のない、率直な御意見をこの際伺つておきたいと思います。

○石井(金)委員 ごもつともなお話をありまして、趣旨は賛成であります。しかし今までたとえば補助金等の始めをする、補助金を出すとか出さぬとかいうような問題について、こういふような固定的な機関を設けた例は今までないようありますし、すべて大臣とも相談をすることになります。中では運輸審議會等もありますし、これらのために諒解してやりますので、運輸審議會の議を必ず経るといった

できるといふのは、あるいは事務の簡素化行政の簡素化等からいまして、あるいは望ましい場合はありますと、この法律がかりに實施されたて重要な助成問題対策に対しましては、大臣が一人でこの問題を認定する、きめることの立場をとられるよりも、何か大臣のわきに一つ、大臣の意見に對し助言ができるような機関があつて、その機関を通じて意見を問い合わせ、その機関の答申に基いて大臣が民主的な形においてそれらの必要な路線を指定し、そしてその路線に對しての助成方法を進めて行く、こういつた形をとるという方が、何か国民の立場から見ましても民主的な決定の仕方であり、同時にまた大臣としての責任の上から考えましても、非常に望ましい姿になるのではないかと私は思ひます。

○石井(金)委員 この問題に私は重んじた形をとるという方が、それともいはやりよいのか、それとも他に大臣の意見に助言を与えるような機関もある方が、大臣として行政の執行上やりようのでござります。こうした問題を大臣一人に押しつけることが大臣としての経験に基く、腹臓のない、率直な御意見をこの際伺つておきたいと思います。

○川島(金)委員 この問題に私は重んじた形をとるという方が、それともいはやりよいのか、それとも他に大臣の意見に助言を与えるような機関もある方が、大臣として行政の執行上やりようのでござります。こうした問題を大臣一人に押しつけることが大臣としての経験に基く、腹臓のない、率直な御意見をこの際伺つておきたいと思います。

○川島(金)委員 この問題に私は重んじた形をとるという方が、それともいはやりよいのか、それとも他に大臣の意見に助言を与えるような機関もある方が、大臣として行政の執行上やりようのでござります。

○川島(金)委員 この問題に私は重んじた形をとるという方が、それともいはやりよいのか、それとも他に大臣の意見に助言を与えるような機関もある方が、大臣として行政の執行上やりようのでござります。

○川島(金)委員 大臣の今のお話をと、先ほどの前段の御意見と若干食い違つて來たような形でありますと、その理由は、この法文にはそうなつておらない、いふべきではないかと想ひます。従つて大臣がこうしたものを見定いたします場合に、大臣の心持といふものであるかどうか。その点についての大臣としての経験に基く、腹臓の意見に助言を与えるような機関もある方が、大臣として行政の執行上やりようのでござります。

○川島(金)委員 大臣の今のお話をと、先ほどの前段の御意見と若干食い違つて來たような形でありますと、その理由は、この法文にはそうなつておらない、いふべきではないかと想ひます。従つて大臣がこうしたものを見定いたします場合に、大臣の心持といふものであるかどうか。その点についての大臣としての経験に基く、腹臓の意見に助言を与えるような機関もある方が、大臣として行政の執行上やりようのでござります。

○川島(金)委員 提案者としてはいるが、しかし国民の立場から見ました場合に、やはり大臣がこういつた重要な問題に対するの決裁をいたしました場合に、やはり大臣がこういつた重要な問題に対するの決裁をいたしましたが、そこで私はこれを提案者にお尋ねいたしましたが、今の問題であります。今大臣と質疑応答しております通り、私の見解といたしましては、何らかの審議機関を通して、最終的には大臣が

とることが最もこの法律をしてよりよき法律たらしめるものではないか、こどから申し上げている次第であります。

○川島(金)委員 提案者としてはいるが、提案者はそういう点について考へられたが、それとも考へられずにこの法律を提案されたか。その点の見解をひとつ重ねてお尋ねしておきたいと思ひます。

○關谷委員 立案にあたつては、そのようなことも考へないことはなかつたのであります。大臣が第三条に基くとて第三条の認定をいたします場合には、必ず運輸審議會等の議に譲るといふお話をありましたが、それは行政措置として当然やられるといつて構えでござりますが、その点をひとつ念を押しておきたいと思います。

○石井(金)委員 この規定は、規定の面からいいますれば今お話になりました通りに、だれに譲ることもいらない形になつております。しかし運輸大臣としては最も慎重な態度をとるべきものであります。私が限らずその職にあつた者は、それへの関係の者と話し合つて一番正しいという案を出すべきものであります。私は限らずその職にあつた者たちは、やはりこの問題に對してはややよいのか、それとも他に大臣の意見に助言を与えるような機関もある方が、大臣として行政の執行上やりようのでござります。

○川島(金)委員 提案者としてはいるが、しかし国民の立場から見ました場合に、やはり大臣がこういつた重要な問題に対するの決裁をいたしました場合に、やはり大臣がこういつた重要な問題に対するの決裁をいたしましたが、私はこれを提案者にお尋ねいたしましたが、今の問題であります。今大臣と質疑応答しております通り、私の見解といたしましては、何らかの審議機関を通して、最終的には大臣が

とすることが最もこの法律をしてよりよき法律たらしめるものではないか、こどから申し上げている次第であります。

意味のことをつけ加えるといふ意味は、今日のところあるかないか。事情によつてはそういうことも考えるといふ幅のある考え方を持たれておるかどうか。その点をひとつ聞かしてもらいたいと思います。

○關谷委員 ただいま申し上げましたように、大臣がこれを認定するのにいたしまして、いろいろ相談する箇所もありますし、なお認可基準というふうなものまで求められて、そのわく内において決定するのであります。で、そのようなものはわざ／＼つくる必要がない、そういうふうな委員会に詮る必要はない、屋上屋を架する必要はない、このように考えております。

○川島(金)委員 私はくどいようですが、この第三条の問題についてはいろいろ懸念を持つものであります。大臣になる方必ずしも――現在の石井運輸相対してはわれ／＼も信頼を申し上げておりますが、今後どのような大臣が出て来ぬとも限りません。いつも石井運輸相のような人格高潔、識見の高い者であれば、われ／＼も何の懸念もいたしません。しかし場合によつては大臣が非常に人格的な者であつても、まわりの動かす人が違つた勢力で大臣を押して来るといふことも、実際の場合にはあり得るであろうし、また大臣と政党の関係におきまして、大臣からの実績からいいますれば、必ずしもつきりして、これでいいのだと

いう確信がわざ／＼は持てないのであります。従つて大臣の立場にいたしましても、そういう何か審議会なら審議會の議を経てやるのだという形ならば、軽くなるという形です。また外か

ら見ても、それが非常にすつきりした民主的な感じが強く出て来る。そういうことによってやはり一種の行政運営の民主化といふものもある程度達成できるものである。必ずしも審議機関があるからといって、民主化が完全に達成するとは私どもは一概には今日思つておりません。今日のところ日本の民主化がまだ発展途上にある過程にあるときでありますから、民主的な機関を設けて、その機関に参画することの方法でさしつかえないのではないか。このように考えております。

○川島(金)委員 提案者は、大臣がそれを機関に諮るのだ、それがあらじやないか。どうせ諮るということは初めてから原則的にわかつておるならば、法文に明確に書いておつた方が、書かないよりも私は明確になつてよろしいのだ、こういふ見解を持つのですが、その点はいかがでござります。

○關谷委員 私は運輸審議会といふのは、こういうものを審議するような機関になつておらないといふふうに考へてありますので、運輸審議会といふ必要がない、かりにこの条文に対し

○川島(金)委員 そこで私はさづくばらんにもう一ぺんお伺いするのですが、提案者の今の御説明によれば、そういうことは絶対必要がない、かりにこの条文に対し

○關谷委員 私は運輸審議会といふものが、現在廃止しなければならないことが、現在廃止しなければならないふうなものはいろいろあります。それで私は決して起らないということを考えております。なお形が民主的であると

○川島(金)委員 などと上程されたといったような場合におも、なおかつ提案者としては、そういうふうに解釈をしていいのであるか、それともそういう場合は提案者は提案者の立場において、また何らかの考慮をするといふ余地がおありなのであるか、その点をさらにつづけ加えてお尋ねしておきたいと思います。

○關谷委員 私は先ほどから申し上げました通りであります、およそ大臣ともなるほどの者でありますので、

○川島(金)委員 ほくは關谷君と論争しましては対立的な形をとることになりますが、たとえばという例で、道路運送審議会などを持ち出ましたが、あれは別であります。ああいう問題をここで持ち出しだ、だから一切の民主的な諮問機関と

○關谷委員 いうものは不要である、そして弊害のみ多くして利益はないのだという断定を下すことは、私は關谷君のような賢明な方にしてちよつと判断だらうと思うのであります。根本的な問題といたしましては、なるほど大臣一人で判断を押すわけではありません。それはわざ／＼あります。わかりますが、一の形と

○關谷委員 だ、そういうかたくなな断固たる態度をもつて、あなたはこの法案に臨むの

あり、さらに各部門と相談し、大蔵省と打合せをするといふことで、私は決してそう逸脱するようなことはない、この方法でさしつかえないのではないか。このように考えております。

○關谷委員 川島委員は、大臣が一人

で独裁的にきめるということを言つておられるが、私は最初から詳しく述べ、法文に明確に書いておつた方が、書かないよりも私は明確になつてよろしいのだ、こういふ見解を持つのですが、その点はいかがでござります。

○關谷委員 私は運輸審議会といふのは、この道路運送審議会あたりも廃止するといふ、形はまことに民主的であつて、大臣が独裁的につけることは決して起らないということを考えます。

○關谷委員 なほ形が民主的であると

れましたいわゆる民主的な形においてそれを決定することの方がよろしいのです。その根本的なお考えについて、若干私と食い違うようですが、どういうふうに提案者は考えられております。

○關谷委員 しかししながら形が整わないときは、そういうことが往々にして破れやすいと

いうことは、天下の今までの実績が明らかに物語つているところなんです。そこでやはり物事を民主的に推進する場合には、民主的な形と機構をそこにつけるということを考へなくては完全なものができない、これが考えられます。この点について提案者は關谷君は、もはや私どもの意見に対しましては対立的な形をとることになりますが、私はまだここにこの法案の審議の上においてあるいはこの運輸委員会の今後の運輸審議会において、まことに好ましくなれば諦めるべきだ、あるいはこの運輸委員会に反対しているのですございません。反対をしているのではないが、何らかの形において、できれば満場一致の姿においてこの運輸委員会でこの法案を通して行きたい、これが実は私は御推察であります。關谷君もおおよそ御理解であります。關谷君はつづらうとしているように見え思えます。私はこの法案に反対しているのですございません。反対をしているのではないが、何らかの形において、できれば満場一致の姿においてこの運輸委員会でこの法案を通して行きたい、これが実は私は御理解であります。關谷君もおおよそ御理解であります。關谷君はつづらうとしているわけであります。

○關谷委員 そこでもう一ぺん最後にこれは念を押しておきます。どうしてもこの問題

については、この第三条といふものは

一字一句も曲げることはできない

て民主主義といふものの実と名が完成するのである。いろ／＼相談してやるのだから法律はなくともよろしい、機構はなくともよろしい、それで民主的

にやれるのだと言うが、その人として

はそういうことができるかも知れぬ。

○關谷委員 しかしながら形が整わないときは、そ

ういうことが往々にして破れやすいと

いうことは、天下の今までの実績が明

らかに物語つているところなんです。

そこでやはり物事を民主的に推進

する場合には、民主的な形と機構をそ

こにつけるということを考へなくては完

全なものができない、これが考えられ

ます。

○關谷委員 なほ形が民主的であると

いうふうなものはいろいろあります。

○關谷委員 しかししながら形が整わないときは、そ

ういうことが往々にして破れやすいと

いうことは、天下の今までの実績が明

らかに物語つているところなんです。

そこでやはり物事を民主的に推進

する場合には、民主的な形と機構をそ

こにつけるということを考へなくては完

全なものができない、これが考えられ

ます。

あなたの回答いかんによりましては、私は私の立場なりに今後決意を改めなければならぬ、こういうことになるのではありませんが、私はけんかはきらいであります。なるべく平和のうちに物事を運び、そしてできるだけ与野党を問わず、超党派的な問題については超党派の形をもつて、満場一致これを決定して行くという形をとることがきわめて望ましいと私は考へてゐるので、念を押すのでござります。

○關谷委員 私はこれが独裁に流れるといふふうなことはないという私の考え方を述べておるのであり、そしてまた独裁と断定されるのはそちらで断定しておられるので、私が委員会の例を一つあげると、全部のものがいらぬのであるといふふうに断定されるのも御自由情にある地方鉄道は、私は今日ではあまり多くはないのではないか、かりにありますとも、その路線の延長距離は非常に短かいものではないかといふふうに考へられるのであります。これは私は具体的に知つておませんからわざりませんが、非常に長距離の地方鉄道といふふうのならば、私の意見は若干違つて来るのではありませんが、もしさうであるのにもかかわらず、どうしてもこれをおえないのだといふふうな、そういう横車を押すような態度に出ようとは思つております。

○川島(金)委員 さすが關谷さんだけありますし、大分やわらかくなつて來た。私はそうでなければならないと思つておりません。そういうふうも一、二分前のあなたの御説明は、これに固執してしまつて、もう幅も彈力もない、こういつたふうなあなたの説明ぶりであります。そういうふうに私は受取つて、心外に思つたのですが、この法案にはそういう幅のある考え方で臨み、できるならばひとつ満場一致にもつて行くことの方が望ましいのだといふふうなことがあります。私は私なりに又あなたに御協力を申し上げることにやぶさかでないといふことを、この機会にさらなる明瞭化に

しておきたいと、かように思うのであります。

そこで私は提案者に、またこれは運輸大臣にもひとつ金を押しておきたいと思うのです。これは根本的な問題になりますのであります。この第三条の一項第三号にあります問題であります。「設備の維持が困難なため老朽化した地方鉄道であつて、その運輸が継続されなければ国民生活に著しい障がいを生ずる虞のあるもの」こういう実情にある地方鉄道は、私は今日ではあまり多くはないのではないか、かりにありますとも、その路線の延長距離は非常に短かいものではないかといふふうに考へられるのであります。これは私は具体的に知つておませんからわざりませんが、非常に長距離の地方鉄道といふふうのならば、私の意見は若干違つて来るのではありませんが、もしさうであるのにもかかわらず、どうしてもこれをおえないのだといふふうな、そういう横車を押すような態度に出ようとは思つておりません。

○關谷委員 私はこれが独裁に流れるといふふうなことはないという私の考え方を述べておるのであり、そしてまた独裁と断定されるのはそちらで断定しておられるので、私が委員会の例を一つあげると、全部のものがいらぬのであるといふふうに断定されるのも御自由情にある地方鉄道は、私は今日ではあまり多くはないのではないか、かりにありますとも、その路線の延長距離は非常に短かいものではないかといふふうに考へられるのであります。これは私は具体的に知つておませんからわざりませんが、非常に長距離の地方鉄道といふふうのならば、私の意見は若干違つて来るのではありませんが、もしさうであるのにもかかわらず、どうしてもこれをおえないのだといふふうな、そういう横車を押すような態度に出ようとは思つておりません。

○川島(金)委員 さすが關谷さんだけありますし、大分やわらかくなつて來た。私はそれでなければならないと思つておりません。そういうふうも一、二分前のあなたの御説明は、これに固執してしまつて、もう幅も弾力もない、こういつたふうなあなたの説明ぶりであります。そういうふうに私は受取つて、心外に思つたのですが、この法案にはそういう幅のある考え方で臨み、できるならばひとつ満場一致にもつて行くことの方が望ましいのだといふふうなことがあります。私は私なりに又あなたに御協力を申し上げることにやぶさかでないといふことを、この機会にさらなる明瞭化に

しておきたいと、かように思うのであります。

そこで私は提案者に、またこれは運輸大臣にもひとつ金を押しておきたいと思うのです。これは根本的な問題になりますのであります。この第三条の一項第三号にあります問題であります。「設備の維持が困難なため老朽化した地方鉄道であつて、その運輸が継続されなければ国民生活に著しい障がいを生ずる虞のあるもの」こういう実情にある地方鉄道は、私は今日ではあまり多くはないのではないか、かりにありますとも、その路線の延長距離は非常に短かいものではないかといふふうに考へられるのであります。これは私は具体的に知つておませんからわざりませんが、非常に長距離の地方鉄道といふふうのならば、私の意見は若干違つて来るのではありませんが、もしさうであるのにもかかわらず、どうでもこれをおえないのだといふふうな、そういう横車を押すような態度に出ようとは思つておりません。

○關谷委員 私はこれが独裁に流れるといふふうなことはないという私の考え方を述べておるのであり、そしてまた独裁と断定されるのはそちらで断定しておられるので、私が委員会の例を一つあげると、全部のものがいらぬのであるといふふうに断定されるのも御自由情にある地方鉄道は、私は今日ではあまり多くはないのではないか、かりにありますとも、その路線の延長距離は非常に短かいものではないかといふふうに考へられるのであります。これは私は具体的に知つておませんからわざりませんが、非常に長距離の地方鉄道といふふうのならば、私の意見は若干違つて来るのではありませんが、もしさうであるのにもかかわらず、どうでもこれをおえないのだといふふうな、そういう横車を押すような態度に出ようとは思つておりません。

○川島(金)委員 さすが關谷さんだけありますし、大分やわらかくなつて來た。私はそれでなければなりません。

あります。これはみなこまかいことあります。あえてこの委員会で論議をするほどの重大な事柄でないと考えますので、私はこの第三条の問題だけにとどめおきます。

○南條委員 簡単に開連いたしまして、政府委員でよろしくおきりますが、ただいま川島委員から質疑があつた第三条の問題は、やはり本員におい

るようなものが、当面予定されておりました地方鉄道の中にはあるのではなく、それがたとえば北海道の関係だけであります。この二十八線を全部いたしますると、もちろん年度別になりますので金額は減つて参りますが、大体これを完成いたしまするためには、一億九千六百万円で、二億円程度で済みます。

○南條委員 そうしますと、この法案私は思ひます。そこで現在補助の対象になつてゐる線及びその数がどういふふうになつておりますか。

あります。

一線約百万程度のわづかのものであります。この二十八線を全部いたしますると、もちろん年度別になりますので金額は減つて参りますが、大体これを完成いたしまするためには、一億九千六百万円で、二億円程度で済みます。

○南條委員 さしあたりここ一、二年間はこれでさしつかえない程度であります。しかしながら天然資源の開発、た場合に、大蔵省当局と折衝して予算の増額をしなければならぬような場合がありますが、さようなことも考慮しておられるわけですか。大体この程度で当分はいいというようなお考へであります。

○關谷委員 大体第三条に該当するのではなかろうかと考えられます。それは新線の場合が大体四線、大規模な改良をやりますものが大体一線、鐵道電化をする必要があるものが大体四線、設備改良鐵道の、これに伴う利子補給のものが一線、この程度で、合計二十八線であります。

○南條委員 ただいまのお話の二十八線というのは予定ですか。将来この基準で予算があればもつと補助をしたいとか、しなければならぬというような対象のものがどのくらいあるかという

ことがあります。やはりだんご終つて参りますので、年度に割ります金としては

非常に大きな出願をいたしておるものもありますので、そのようなものが出て参ります

と、これよりはふえて参ると考へております。

○關谷委員 さしあたりここ一、二年間はこれでさしつかえない程度であります。しかしながら天然資源の開発、た場合に、大蔵省当局と折衝して予算の増額をしなければならぬような場合がありますが、さようなことも考慮しておられるわけですか。大体この程度で当分はいいというようなお考へであります。

○關谷委員 さしあたりここ一、二年間はこれでさしつかえない程度であります。しかしながら天然資源の開発、た場合に、大蔵省当局と折衝して予算の増額をしなければならぬような場合がありますが、さようなことも考慮しておられるわけですか。大体この程度で当分はいいというようなお考へであります。

○南條委員 さしあたりここ一、二年間はこれでさしつかえない程度であります。しかしながら天然資源の開発、た場合に、大蔵省当局と折衝して予算の増額をしなければならぬような場合がありますが、さようなことも考慮しておられるわけですか。大体この程度で当分はいいというようなお考へであります。

○關谷委員 さしあたりここ一、二年間はこれでさしつかえない程度であります。しかしながら天然資源の開発、た場合に、大蔵省当局と折衝して予算の増額をしなければならぬような場合がありますが、さようなことも考慮しておられるわけですか。大体この程度で当分はいいというようなお考へであります。

○南條委員 さしあたりここ一、二年間はこれでさしつかえない程度であります。しかしながら天然資源の開発、た場合に、大蔵省当局と折衝して予算の増額をしなければならぬような場合がありますが、さようなことも考慮しておられるわけですか。大体この程度で当分はいいというようなお考へであります。

○關谷委員 さしあたりここ一、二年間はこれでさしつかえない程度であります。しかしながら天然資源の開発、た場合に、大蔵省当局と折衝して予算の増額をしなければならぬような場合がありますが、さようなことも考慮しておられるわけですか。大体この程度で当分はいいというようなお考へであります。

○南條委員 さしあたりここ一、二年間はこれでさしつかえない程度であります。しかしながら天然資源の開発、た場合に、大蔵省当局と折衝して予算の増額をしなければならぬような場合がありますが、さようなことも考慮しておられるわけですか。大体この程度で当分はいいというようなお考へであります。

○關谷委員 さしあたりここ一、二年間はこれでさしつかえない程度であります。しかしながら天然資源の開発、た場合に、大蔵省当局と折衝して予算の増額をしなければならぬような場合がありますが、さようなことも考慮しておられるわけですか。大体この程度で当分はいいというようなお考へであります。

○關谷委員 さしあたりここ一、二年間はこれでさしつかえない程度であります。しかしながら天然資源の開発、た場合に、大蔵省当局と折衝して予算の増額をしなければならぬような場合がありますが、さようなことも考慮しておられるわけですか。大体この程度で当分はいいというようなお考へであります。

○關谷委員 さしあたりここ一、二年間はこれでさしつかえない程度であります。しかしながら天然資源の開発、た場合に、大蔵省当局と折衝して予算の増額をしなければならぬような場合がありますが、さようなことも考慮しておられるわけですか。大体この程度で当分はいいというようなお考へであります。

承つておきたい。

○植田政府委員 たとえば新線の場合、非常に新線が思うようにできませ
んので、何らかの金融的な措置をぜひ
考えてほしい、あるいは赤字の鉄道に
つきましては、むしろやめさせてほし
い、どうしても採算上、経営上困るか
らやめさせてほしいというような会社
側の申出に対しまして、これは唯一の
交通機関だから、やめてもらつたら地
元としては非常に困つたことになると
いうふうな、有続を非常に熱烈に要望さ
れる地元からの陳情を往来再三受けて
おります。ただこの法津に基いてのど
うしてくれというその申請は、今まで
はもちろん法律ができておりますから
ございませんが、この法案に織り込
まれておりますような実態についての
いろいろな話、あるいはそれに基きま
すところのいろいろの陳情、そういう
ものはたび々聞いておりまして、そ
ういう非常に切実なものについて考え
ましたのが、先ほど提案議員からお話
がありました線でございます。

よつと知らせていただきたい。

○植田 政府委員 確かにこの法文だけでは少し抽象的な面もござりますので、この補助の対象となりますと云ふの認定あるいは承認の基準というものについて、もう少し明確な基準をつくりまして、これを省令で公にして行きたい。もちろんこれにつきましては、政府部内においていろいろ関係の向こうとも折衝いたしまして、そうして省令にはつきり出したい、かように考えておられるわけであります。今お尋ねのよろしくも申しますと、この法律が出ると、予想もしなかつてようなくさんの申請がいろいろ出て来るのじやないか、あるいは私はまだ今までの資料で考えておりましから、以上の、あるいは予想しておりました以上の申請が出来るのはないかと思ひますが、それにつきましては、さきに申しました基準というものに照合せまして、先ほど来いろいろ御説明のございましたように慎重に認定するの可否を取り扱いたいと思つております。また政府部内におきまして、予算の折衝その他におきまして、当然そういう面からもいろいろと議論がされ、あるいはまだ、実際問題としているいろいろの制約を受ける、かような状況でながらうかと考えますので、そういう点、いろいろの事情を十分考えまして、この法案実行の趣旨に沿うようになりますかといふようなことも懸念されまつすし、またその場合に、選択に非常な遺憾なきを期して参りたいと考えておる次第であります。

難儀をして、当局が非常にいろいろな

が必要であるかといふうどとにあります。

て、これは非常に議論があるうかと申します。本案の処置につきましては、現在におきましては現実の問題は起つておりません。将来現実の問題が起りますならば、この法案の運用につきまして、提案者の立法の趣旨をも十分考慮まして、この具体的な事例に対しまして遺憾のないように処置したい、かよろに考えておる次第であります。

○橋委員 私は国有鉄道が、どうしても敷設をしなければならないという新線が将来出て来ると思うのであります。しかし現在は私どもが本委員会においていろいろな論議を聞いておりまると、どうしても国有鉄道の当事者は新線建設というような面についてはあるまい賛成ではない。ところが建設審議会等の答申によつて、新線の建設といふものが推進をされている。今つておられますところのそういう形が、政府の命令ということになり得るかどうか、いうことをもう一回くどいようですががお尋ねをしたいと思います。将来国

有鉄道がどうしてもこの区間に新線を建設したい、そういう発意に基くときは、私の質問しておることは別問題であります。現在当事者が否定をしつつ、なお新線が建設をされておると、現段階における取扱い方といふものは、政府の命令によるものであるかどうかという点をくどいようですが、もう一回お答え願いたい。

○植田政府委員 この点は先ほど申し上げましたように、形式的な命令であるかどうかということになりますと、形式的要件を備えていないと言わざるを得ないのであります。従いまして本法案の運用におきまして、ここにあり

ます政府の命令といふものをどう解釈

して行くか、形式的要件をあくまで必要とするかどうか、どういう問題にならうかと思いますが、提案者の立法の御趣旨もござりますので、具体的事例につきまして、遺憾のないように対処したい、かように考えておる次第でございます。

○橋委員 それでは提案者にお聞きしたいと思いますが、何だかあいまいで、はつきり割切つた回答が得られないわけであります。提案者としましては、ただいま私が申し上げましたようなものを、命令として取扱つて行くような条文の変更方の用意があるかないかということをお伺いしたい。

○關谷委員 私は別に命令というふうなものを書き入れなくとも、そういうふうな疑義のある場合、またそういう懸念のあるような場合には、大臣から命令書を出さず、こういうようなこともできる、こう思つております。別にその必要を感じておりません。

○橋委員 これは提案者が、やはり現段階における新線建設は、命令の形であるということをはつきり前の国会においても明言をしておられますから、そのように条文を書いていただきたいとが、私は最も妥当であると思います。ただいまの御答弁でも、大臣が命令をして出すようなことでもできるだらうといふような、ことにもあいまいな回答があるわけですが、その点をはつきりしていただきたいと思いますが、いろいろ関係があると思いますので、ひとつ提案者が御回答になつた線に沿つて実施をして行くようにお願いをしたいと思ひます。

んが、原彪君。

○原彪委員(改) 提案者に一つお伺いしたいのです。先ほども御質問がありました。明確な御答弁がないようありますし、この点はこの法案の中心だと私は思いますので、明確にしていただきたいのは、第三条の第一項第三号の問題であります。設備の維持が困難なため老朽化した地方鉄道であつて、公共の福祉のために継続されなければならぬ、政府がこれに援助しなければならぬという鐵道を、どの尺度で認定するかということが一番むずかしいことと思うのです。内容がよくても、表面税金の関係や何かで苦しいようなかつこうをしておる会社もなきにあらがわしい。だからそれは、その認定の尺度をどの程度まで下げ行くかというところに問題があると思うのですが、そういうようなことについては、これには何も規定がないのです。先ほど川島委員が御心配になつて、運輸審議会に語つたらどうかといふようなお話をされました。何かそういう基準があればはつきりして来るのじやないかと思うのです。またこの利子の補給という問題が第十六条に出ていますが、いろいろな財政的な援助とありますので、どのような会社に對してこれをなすかという尺度がそこの見えたるが、内実ははどうお話を当ひ

ないお話をあります。

十分にいたしますので、決してさよならることはございません。しきりに監査をいたしまして、しかも提案理由にもはつきり書いてあるのであります。が、他にかわるべき輸送機関がなく、経営困難であるといふものに対しまして、認定の対象に相なるのであります。これはそれにかわるべき輸送機関がないということが条件になつておる 것입니다。

○原彪委員(改) 同じ欠損をしておる地方鉄道会社が三つ四つあった場合、全部が全部補助の対象にすることができきない場合には、たとえばその中の二つを補助の対象にしようというときには、その判定は非常にむずかしいと思ふ。その四つの状況、つまり公共の福祉の尺度を、たとえば五つの路線についてどういうふうに酌量するか、その認定といふものは、ただ監査の結果の尺度をどの程度まで下げるかというところに問題があると思うのです。その四つの中の二つだけではとてもできないと思うのですが、こういうような点は、結局最後の判定は運輸大臣の裁断ということになります。

○原彪委員(改) まだそういう補助の対象にするが、あるいはその鐵道を国鐵で買収した方がよいかというような問題が起るのですが、そういう問題は非常に私はデリケートだと思います。そうするとその鐵道は、國鐵で買収しないで生かして行こう、こういうことになるわけですね。

○關谷委員 そういう具体的な事例でも示していただきないとわかりませんが、私はそういう場合はあり得ないというふうに考へておきます。

○原彪委員(改) むずかしい問題ですが、この程度にしておきましょう。

○關谷委員 はかに御質疑がなれば、本案に対する質疑は終了いたしました。

○關内委員長 川島君。
○川島(金)委員 たいへん時間がたつたあと質問を申し上げて恐縮でござりますが、この委員会にもいろいろと法律が山積して参りましたので、私の今までお尋ねしたいと思いますことを述べる機会が、今後はなかなかないのではないかと思いまして、恐縮でございまして、總裁の御出席も求めたわけでありますので、その点をひとつ御了承願

いたいと思います。

○關谷委員 ただいま原委員からお話をありました。表面はまことに苦しそうに見えるが、内実ははどうお話を当ひます。私は考へておりません。

○原彪委員(改) 競争しておるという意味ではなくて、地域的に離れておつて、欠損しておる地方鉄道が四つ五つ

あります。が、総裁の御出席も求めたわけでありますので、その点をひとつ御了承願

ありた場合を言うのです。

○關谷委員 四つ五つものものがあります。それでも、それがどうしても国民生活の上から必要であつて、ほかにかわるべきものがない場合には、たとい五つあっても、離れておる場合は、五つとも補助の対象になる。認定の対象になると考えております。しかし五つが並行して、認定の対象に相なるのであります。これはそれにかわるべき輸送機関がないということが条件になつておるのです。

○原彪委員(改) またそういう補助の対象にするが、あるいはその鐵道を国鐵で買収した方がよいかというような問題が起るのですが、そういう問題は非常に私はデリケートだと思います。そうするとその鐵道は、國鐵で買収しないで生かして行こう、こういうことになるわけですね。

○關谷委員 そういう具体的な事例でも示していただきないとわかりませんが、私はそういう場合はあり得ないというふうに考へておきます。

○原彪委員(改) むずかしい問題ですが、この程度にしておきましょう。

○關谷委員 はかに御質疑がなれば、本案に対する質疑は終了いたしました。

○關内委員長 川島君。
○川島(金)委員 たいへん時間がたつたあと質問を申し上げて恐縮でござりますが、この委員会にもいろいろと法律が山積して参りましたので、私の今までお尋ねしたいと思いますことを述べる機会が、今後はなかなかないのではないかと思いまして、恐縮でございまして、總裁の御出席も求めたわけでありますので、その点をひとつ御了承願

いたいと思います。

○關谷委員 ただいま原委員からお話をありました。表面はまことに苦しそうに見えるが、内実ははどうお話を当ひます。私は考へておりません。

○原彪委員(改) 競争しておるという意味ではなくて、地域的に離れておつて、欠損しておる地方鉄道が四つ五つあります。が、総裁の御出席も求めたわけでありますので、その点をひとつ御了承願

いたいと思います。

○關谷委員 ただいま原委員からお話をありました。表面はまことに苦しそうに見えるが、内実ははどうお話を当ひます。私は考へておりません。

○原彪委員(改) 競争しておるという意味ではなくて、地域的に離れておつて、欠損しておる地方鉄道が四つ五つあります。が、総裁の御出席も求めたわけでありますので、その点をひとつ御了承願

いたいと思います。

○關谷委員 ただいま原委員からお話をありました。表面はまことに苦しそうに見えるが、内実ははどうお話を当ひます。私は考へておりません。

○原彪委員(改) 競争しておるという意味ではなくて、地域的に離れておつて、欠損しておる地方鉄道が四つ五つあります。が、総裁の御出席も求めたわけでありますので、その点をひとつ御了承願

とはなかろうというような、一種の良心的な管理の立場でものをながめておらうと思うのであります。しかも駅長などは建築の専門家ではさらにならないようでありますから、いわんやそういうふうに専門的な心配りをするなどということは思いも及ばないことはないかと思う。ところが事故が発生いたしましたと、駅長あるいは助役が、お前が責任者であるということをたゞまち検挙され、訴追されて、しかも至極においてはこれらまつたく少數の人々が、その責任を負わなければならぬ。こういうことになると私は遺憾なことではないかと感じております。

して日本経済再建のために働いておる
というのと、乗務員の現在の実情である
るということも、私が申し上げるまでは
もなく総裁より御存じだと思います。
しかるにその結果起つたのがこの間の
六〇一号列車事件でありまして、この
方ははたちまち訴追され、莫大な罰金刑
に処せられております。かりにこの罰
金が他の方法で支払われたといたしま
しても、本人に課せられた一生涯ぬぐ
うべからざる刑罰というものは、精神的
的には断じて抜けないといふところに
追い込められておるということ、半
た想像にかたくないのです。そ
ういう観点からこのよだな末端の善良
な官吏のもとにあつてもなおかつ起る
べき事態であつた。責任はむしろ他に
ある。ただ事件が発生いたしまして、
末端の名もなき輸送の者が、全責任を負
社会的にも内部的にも負わなければなら
ぬという責任体制が、はたして国鉄
の發展のためにかかるべき姿であるか
どうかということは、大いにこの際再
検討しなければならない事柄ではな
いかと思うのですが、これららの
問題につきまして総裁はどうのようなお
考えを持たれておるか、その基本的な
総裁の考え方をこの機会にお尋ねして
おきたい、かように思うわけあります
す。

でもないので、その場合々々によつて
判定されねばならないといふ場
合に、國としてこれをどう扱うか、でき
だいまのお話の、たま～／＼贈給の人あ
るいは末端における荷扱手が訴追され、
そしていろいろ御苦労になるといふ場
合に、國としてこれをどう扱うか、でき
得る限りの保護と申しますが、そな
うことをして行かなければならぬ、か
ようには考えております。しかし責任
問題の範囲といふことになりますと、
これは裁判所の方の話でありますし、
私どもが何を申してもどうにもならない
い今日の情勢ではあります。

るべき場所、あるいは事務を止るべき
あの小さな場所にさえも、新聞、雑誌
を満載してしまう。中には貴重な金なども入つておつたそうですが、
そういう現金を輸送いたしめる袋なども、その中に加わつておつたわけであ
ります。そういう中でたまくこんろ
が——こんろは御承知の通り今日暑い
ときでありますから、何も好んで荷扱手
といたしましてもあるいは車掌として
も、そんなところへ入れたくないであ
りましよう。しかしながら今日の従業
員の実情といたしましては、お湯を飲
むにもかつてに飲むわけには行かな
い。昔はお湯を飲むには各駅へそれぞ
れ連絡があつて、駅からそれらの駅員
にもお湯を飲ませる機会を与える。あ
るいは弁当を食べなければ、弁当を買
つて自由に食べるといふことがあつた
のであります。今はそういうことが不
できぬ。従つてやむを得ず車の中で
こんろを使ってお湯をわかし、あるいは
はまた飯を食わなければならぬ。こう
いうことからいたしまして、必然的に
そういう場所にこんろを持ち込まざる
を得ないという状態にある。従つてそ
れがわかつてあるから、鉄道当局もこん
ろを支給しているわけであります。こ
の事柄は総裁も御存じだろうと思う。
しかもわづかな人でもつて、この超満
載の荷物を整理しておる。その整理し
ておるときたまくこんろが倒れて
発火をして、遂に大事に至つたのであ
りまして、その一車は焼けた。その損
害額は相当莫大であつということは言
うまでもありません。そういう事態に
ならしめたということは、組合の人た
ちやあるいは現場の人たちは常に当局
に向つて、こういつたことをしなくて

も仕事ができるように仕向けてほしい
というようなことについて、ずいぶん
組合等を通じて当局にお願いして来て
おるわけであります。しかるにそれが
いる／＼の事柄からしてできない。で
きないことによつて遂にこんなことに
なつた。これがおそらく荷物車だけに
規定通りの荷物が積まれており、そし
てまた自分の部屋には一つも荷物を積
まないで規定通りにあいておりません
らば、かりにこんなが倒れたといなし
ましても、あのようなら大事は起らずに
済んだかもしけぬ、また私は起らずに済
んだと思うのであります。何しろ超満
員であります。そして自分の部屋にま
で満載された荷物の中で仕事をしてお
つた。でありますから遂にそういう大
事を起してしまつた。これはまつたく
本人の過失といえど形式的にはそら言
えましようが、しかし避くべからざる
不可抗力の問題ではなかつたかと、同
情的に見ればそとも見られる問題で
はなかろうかと思うのであります。そ
ういうことにもかかわらず、遂にその
本人は今申したように訴追をされた、
そうして略式によつて罰金を科せられ
ている、こういう問題であるのであり
ます。

面の担当者であるところの建築の日暮里分区内におきましても、分区長がそれにこたえて、どうしても直さなければならぬと思うから、どうか予算をもらいたいということを申請してあつたことも事実であります。しかし予算がないと称して、このことが行われずしてあの事件が起つた。こういうことを考えてみますと、ただに分区長の責任あるいはまた日暮里の助役の責任に一切を貰嫁することは實に不当なものではないか、こういうふうに私は考えたのであります。これは現実に起つている裁判中の問題を取上げておりますので、総裁もさだめし答弁には苦しいであろうと思ひますが、こういう形でいいか悪いかということを、本質的な根本的な問題として總裁には考へていただき必要があるのでないかと思ひますので、くどいようですが、その基本的な考え方をひとつ説明してもらいたいと思います。

な素因であろうと考えます。
○川島(金)委員　さらにお尋ねをしておきますが、今申し上げましたように、国鉄の施設あるいはまた国鉄の施設のみならず、国鉄の輸送の現実の状況というものが、全部無理なんですね。その無理な条件の中に、低額な賃金を得て、無理に働いている、こういう形が事故の頻発を誘発しているという現実ではないかと思う。従つてこの事故の全責任というものは、単にその職場における従業員、直接関係者だけの責任ではなく、むしろ国鉄全体の全体の責任である。総裁の責任だから、あるいは駅長にあらずして、管理局長の責任であるとか、こういう人の問題ではなくして、むしろ国鉄全体の現状がそういう問題を起さしているというふうに私どもは感するのであります。司法の手に移つているのでありますから、それのよしあしま私は論じようとするのではありませんが、今後松原は何かの形において、国鉄の職員が安んじてその職場に挺身し得る、そうして事故が起きたら自分が首になる、訴追されるという脅威のあらしの中に自分のはげしい仕事を進めて行かなければならぬというようなこの現状は、断じて打開して行かなければならぬ、こういうふうに私は考えるのではありません。荷物にいたしましてさえす。

勉強でいる／＼調べておる。従つて、ういう事情にうとい人が事故発生の責任を追究するのでありますから、それは申し上げるまでもないのです。で責任者に対して非常に過酷なる迫害をする、また誤った裁判をするところがなきにしもあらずということは、申し上げるまでもないのです。が、そういうことに対する、何らかの本的なそういう問題について改まつて形を出すという方法を考える必要はあるのじやないか、こう思うのであります。が、まずそれについて運輸大臣などのような考え方を持たれておるか率直な御意見を承つておきたいと思ふのであります。

が、さればといって今の日本の人口日本の経済力とかいろいろ勘案いたしまして、それでは安全第一で、今のが備で事故の絶対起らぬと思えるよう範囲に運搬量を減らすということにれば、日本の経済力はおそらく眠つしまうだらうという非常に情ない状ありますので、お互いに張り切つ何とかしてこの難局に耐えて行きたい。そういうことから、結果といたまして、国鉄運輸の設備がだん／＼つて行くようになり、輸送も安心しやつて行けるような状態を一日もなく、今まででは満足できないのみの力を一日も早くやつて行くと、うことに努力して行くよりほかに道がないと思つております。私どももそういうお仕事に関連している一員でありますから、できるだけ私どもの力の点におきまして力をいたし、そういう悩みを従業員諸君に及ぼさないよにいたしたいと思っております。

○山口(文)委員 時間が非常におそいので恐縮ですが、二、三総裁に閑連座委員の質問をおいたしたいと思います。今川島よりますと、日暮里の事件でも、日本での経済力まで持ち出して答弁をなさつむわけであります。これは一例といつても、国鉄全体から申しますとたくさんあるかも知れないけれども、この事件について、その駅の管理従事者は如何置いておつて、当局に対しても進歩をしておつた。管理者として責任を負っていても、なおかつそれが修理ができないで、のよくな事が方に發展したしかも当局の方で考え方られて——日本経済とは大きさであります。が、国鉄の現状からいたしまして、それに十分な

施策をすることが予算上できなかつたということになりますと、この点に關しては不可抗力的要素を多分に持つておるものと考えるのあります。その不可抗力的な要素を多分に持つている事件が、しかも下級管理者である助役の中山氏が、裁判の途中において疲労のために脳溢血で死亡するといふところまでそれを追究するということは、ちょっとと過酷ではないかと思うのです。こういう人道的な問題について私は、別個に追究する方法はあるうと思いますけれども、しかし国鉄総裁としてこの問題に対して、どのような裁判上の助言を与えておるか。今日日本の警察、裁判にいたしましても、私は陸上交通に関するある程度の知識を持つておると思うのであります。そうして私も事故に直面してずいぶん過酷な取調べを受けております。これは実際には予備知識も何も持つていなまつたくのしらうとなんでありますから、知らぬものだから、とにかく責めて白状させるといふようなことを昔はやつておつた。今はそういうことは基本的個人権が許しませんから、そういう過酷なことはしないだらうと思います。しかしわからぬものでありますから、とにかくその人間に自分の意思の方向に白状させて、罪をおつかぶせることであります。民間企業におきましては、これらに対しても助言は不可抗力です。民間企業においては、これらの方の態度に出て従業員をかばつておるのですが、國鉄総裁として、従業員がそのような不合理な法の適用を受けようとするのに、何ら裁判所に對しても、それは司法権の問題であるからわれわれとしては関知する問題じやない

といふような態度で放任されておるのかどうか。私はこれは重要な基本的な人権問題にも發展すると思ひますので、同僚は最近まで非常に心配しておつた、ところがその結果、直接間接について御答弁をいただきたいと思います。

○長崎説明員 私今日の検察当局のいろいろな批判あるいは裁判官の批判はいたしませんが、私の経験から申しますと、過去と違いまして最近は機関車に乗つてみたり、いろいろな鉄道の業務について理解しようという機運は非常に濃厚になつております。それで全然のしらうとではございません、そのうちに私どもの方にいろいろ意見を聞いて参ります。またこちらから積極的に、ただいまの日暮里のお話については、鐵道当局から検察庁の検事に意見を開陳しております。そういうことはいたしております。まだこちらから積極的に、それを救い出した、そしてその事柄に急に脳溢血を起して倒れてしまつた。そしてその助役室で約二週間にわたつて絶対安静を要するといふことで、そのまま寝ておる。最近では自宅へ帰りまして自宅で療養をしておるが、まだ、まことにお気の毒ではあるけれども、最も親しい友人が見舞に参りまして、その友人の顔を正確に判断をすることはできないといふような重体なのであります。脳溢血が起きたとき起きたと言えばそれまであります。助役は事件以来非常に懐惱をきわめた。しかも子供の帽子の問題を目の前にいたしまして、日暮里事件もあることありますので、意外なシヨソクを助役は受けたらしく。その事件の報告をしようとして途中で倒れてしまつたといふ事件があるわけあります。そういうふうに末端の人件の方の当面の助役でありました中川委員が申されました通り、日暮里事件の方は事件以来再三尋問を

受け審理を受け、そうしてしまったときどうか。私はこれは重要な基本的な若干神經衰弱的な症状が見えただというので、同僚は最近まで非常に心配しておつた、ところがその結果、直接間接について御答弁をいただきたいと思います。

○長崎説明員 私今日の検察当局のいろいろな批判あるいは裁判官の批判はいたしませんが、私の経験から申しますと、過去と違いまして最近は機関車に乗つてみたり、いろいろな鉄道の業務について理解しようという機運は非常に濃厚になつております。それで全然のしらうとではございません、そのうちに私どもの方にいろいろ意見を聞いて参ります。まだこちらから積極的に、それを救い出した、そしてその事柄に急に脳溢血を起して倒れてしまつた。そしてその助役室で約二週間にわたつて絶対安静を要するといふことで、そのまま寝ておる。最近では自宅へ帰りまして自宅で療養をしておるが、まだ、まことにお気の毒ではあるけれども、最も親しい友人が見舞に参りまして、その友人の顔を正確に判断をすることはできないといふような重体なのであります。脳溢血が起きたとき起きたと言えばそれまであります。助役は事件以来非常に懐惱をきわめた。しかも子供の帽子の問題を目の前にいたしまして、日暮里事件もあることありますので、意外なシヨソクを助役は受けたらしく。その事件の報告をしようとして途中で倒れてしまつたといふ事件があるわけあります。そういうふうに末端の人件の方の当面の助役でありました中川委員が申されました通り、日暮里事件の方は事件以来再三尋問を

受け審理を受け、そうしてしまったときどうか。私はこれは重要な基本的な若干神經衰弱的な症状が見えただというので、同僚は最近まで非常に心配しておつた、ところがその結果、直接間接について御答弁をいただきたいと思います。

○長崎説明員 私今日の検察当局のいろいろな批判あるいは裁判官の批判はいたしませんが、私の経験から申しますと、過去と違いまして最近は機関車に乗つてみたり、いろいろな鉄道の業務について理解しようという機運は非常に濃厚になつております。それで全然のしらうとではございません、そのうちに私どもの方にいろいろ意見を聞いて参ります。まだこちらから積極的に、それを救い出した、そしてその事柄に急に脳溢血を起して倒れてしまつた。そしてその助役室で約二週間にわたつて絶対安静を要するといふことで、そのまま寝ておる。最近では自宅へ帰りまして自宅で療養をしておるが、まだ、まことにお気の毒ではあるけれども、最も親しい友人が見舞に参りまして、その友人の顔を正確に判断をすることはできないといふような重体なのであります。脳溢血が起きたとき起きたと言えばそれまであります。助役は事件以来非常に懐惱をきわめた。しかも子供の帽子の問題を目の前にいたしまして、日暮里事件もあることありますので、意外なシヨソクを助役は受けたらしく。その事件の報告をしようとして途中で倒れてしまつたといふ事件があるわけあります。そういうふうに末端の人件の方の当面の助役でありました中川委員が申されました通り、日暮里事件の方は事件以来再三尋問を

受け審理を受け、そうしてしまったときどうか。私はこれは重要な基本的な若干神經衰弱的な症状が見えただというので、同僚は最近まで非常に心配しておつた、ところがその結果、直接間接について御答弁をいただきたいと思います。

○關内委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十七分散会

ことを私は最後に強く希望なり、意見を述べまして、この問題に対する質疑を終りたいと思うのであります。

○關内委員長 本日はこれにて散会いたします。

ることを私は最後に強く希望なり、意見を述べまして、この問題に対する質疑を終りたいと思うのであります。

○關内委員長 本日はこれにて散会いたします。

昭和二十八年七月十一日印刷

昭和二十八年七月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局